

令和8年度白鷹町英語指導助手（A L T）設置事業仕様書

本仕様書は、白鷹町を甲とし、派遣元事業者を乙として、白鷹町における英語指導助手（A L T）設置事業派遣契約の内容及び履行方法等の細則について定めることを目的とする。

1 事業名

令和8年度白鷹町英語指導助手（A L T）設置事業

2 事業の目的

本町は「英語教育の町・白鷹」を目指し、生きた英語の機会の創出に取り組むなかで、A L T派遣会社と契約し、町内各小・中学校及び町内各こども園・保育園にA L Tを配置している。児童生徒の言語や外国文化への理解を深め、生きた英語によるコミュニケーション能力を育成することを目的としている。

3 契約期間及び派遣期間

- （１）契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- （２）派遣期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 派遣先

白鷹町立小学校4校、白鷹町立中学校1校、町内保育園2園、町内こども園2園及びその他甲が指示する場所

派遣先	派遣先所在地
白鷹町立蚕桑小学校	山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻 3584-1
白鷹町立鮎貝小学校	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 5215
白鷹町立荒砥小学校	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 540-1
白鷹町立東根小学校	山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤 5031
白鷹町立白鷹中学校	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 1158
愛真こども園	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 721-1
ひがしね保育園	山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤 5277
よつばこども園	山形県西置賜郡白鷹町大字十王 4354
さくらの保育園	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 7001

5 派遣元の責務

- （１）労働基準法、労働者派遣法、その他労務関係法規を遵守すること。
- （２）個人情報等の取扱に関しては、個人情報保護法、白鷹町個人情報保護法施行条例を遵守すること。
- （３）適格者の派遣

本仕様書「9. A L Tの資格等」に示す要件を満たすA L Tを派遣すること。また、派遣期間中は、同一の学校へ同一のA L Tを継続して派遣すること。やむを得ない場合の緊急帰国や勤務態度が優れない等の事由により、A L Tの変更が必要な場合には、派遣先の学校管理職の意向を尊重し、速やかに人員補充できる体制を構築しておくこと。

(4) A L Tの管理

- ①労働者派遣法により事業者には義務づけられている諸手続きを行うこと。
- ②A L T が本事業の目的を理解し、派遣先で規律及び施設管理上の規則等を遵守し指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置を講ずること。

(5) 就業場所の情報提供

乙は A L T に対し、派遣開始初日までに派遣先に関する情報提供（所在地や通勤方法等）を行うこと。

(6) 責任者の選任

A L Tを管理・統率するための責任者を定めること。責任者は、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(7) コーディネーターの選任

A L Tの日々の勤務を適正に管理するため、白鷹町担当コーディネーターを選任すること。また、その条件及び勤務内容は以下のとおりとする。なお、A L Tとコーディネーターの兼務は不可とする。

- ①乙において、十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。
- ②派遣先の巡回訪問を行い、A L Tの勤務状況や派遣先からの要望を把握し、必要に応じて甲に報告すること。
- ③A L Tが予定していた勤務日当日に病気や怪我等の不測の事態で遅刻あるいは欠勤する場合、必ず勤務時間までに学校に連絡し、その後、速やかに甲へ報告すること。また、その際の対応については、派遣先と協議し、速やかに対処すること。なお、原則、代替A L Tの派遣で対応すること。
- ④派遣先の都合により勤務日程を変更する場合や天災等により学校が臨時休業となった場合には、甲あるいは派遣先からコーディネーターに連絡することとし、コーディネーターからA L Tにその旨を連絡すること。また、その際の対応については、甲、乙及び派遣先の協議により決定する。
- ⑤月毎の業務完了報告書を作成し、翌月10日までに甲に提出する。

(8) 苦情処理担当者の選任

A L Tからの派遣就業に関する苦情及びA L Tに係る派遣先からの要望や苦情の申出を受ける苦情処理担当者を選任すること。

苦情処理担当者には、乙において十分に責任を取り得るべき立場にある者を充てること。

(9) 研修等の実施

- ①派遣前にA L Tに対する事前研修を実施し、学習指導要領に基づく指導カリキュラム等への理解、その他業務遂行に必要となる実践的な指導力を身に付けさせること。
- ②A L Tの指導力の維持・向上を図り、業務を適正かつ効果的に行うことができるよう、事前研修以外にも定期的にスキルアップ研修を行うこと。また、巡回指導及び授業参観等を行い、本町英語教育の取組を理解し、実践できる指導力を身に付けさせること。

- ③ A L T への指導方法・教材作成等の指導及び助言を行うこと。
- ④ 研修内容及び巡回指導、授業参観の概要について、甲へ報告すること。
- ⑤ 年に 3 回の業務評価（業務態度、指導技術など）を行い、安定した質の高い教育を提供することとする。なお、業務評価の概要について甲に報告するとともに、今後の A L T の指導力向上のための方策もあわせて提示すること。
- (10) A L T に係る派遣先からの要望や苦情等への対応
- (11) 甲が A L T に参加を依頼する研究会、研修会、会議、会合、行事、事業等への協力及び出席

6 業務内容

- (1) 英語教育、国際教育における A L T による英語指導
 - <指導指針>
 - ・ 幼稚園・保育園：あそびをとおして、英語に興味をもたせること。
 - ・ 小・中学校：A L T の本物の英語にたくさんふれながら行う、コミュニケーションの体験を通して、学習指導要領で求められる資質能力を身に付けさせること。
- (2) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供や企画提案
- (3) 英語活動、外国語活動、外国語（英語）の授業において使用する教材の開発及び提供
- (4) 教授法や学習指導案作成に関する派遣先の教職員に対する支援及び情報提供
- (5) 教職員と指導内容、方法についての事前の打ち合わせ及び授業でのやりとり
- (6) 児童生徒との交流活動（給食・清掃等）及びクラブ活動への参加
- (7) 児童生徒の個別指導（スピーチコンテスト等）
- (8) 学校行事における児童生徒との交流、英語指導
- (9) 甲の教職員に対する指導技術に係る英語研修（4～5月、年1回を想定）
- (10) 小学校3～6年生を対象とした白鷹町イングリッシュサマーキャンプ（2日間、各日20人、合計40人）の企画、立案、運営
- (11) 児童生徒の英語によるアウトプットの質的及び量的向上を目的とした、オンライン英会話活動
 - を次のとおり実施する。
 - ・ 対象 小学校3～6年生
 - ・ 実施形態 ペアやグループに対して講師1人以上
 - ・ 実施回数 各学級年間2回程度
 - ・ 備考 乙は、学校と講師のマッチング及び当日の接続等を行い、円滑な実施のために学校をサポートすること。
- (12) 白鷹町青少年国際交流事業の事前研修会での英語指導（3日間、各日2時間、10～11月、中学生10名、高校生2名程度を想定）
- (13) その他、甲が必要と認め、乙が合意する業務

7 A L T の人数

就業人数は、3人とする。各学校に年間同一の A L T とすること。なお、他自治体との兼務は不可とする。A L T が疾病、急病及び事業運営等勤務に支障をきたすような不測の事態が発生した場合は、甲と協議の上、代替 A L T を派遣するなど早急に必要な措置をとること。

8 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、甲の休校日、及び甲が指定する日は配置しないものとする。但し、就業場所において行事等の都合上これらの日にALTの就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 就業時間は、原則として午前8時00分から午後5時00分までの間で、派遣先が指定する。1日あたり7時間以内とする。
- (3) 上記(1)(2)の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。なお、年間の就業日数は、小・中学校の場合には約210日、こども園・保育園を担当する場合には小・中学校の勤務日数のうち約40日程度の午前中について配置することを想定している。
- (4) 甲が、上記(1)(2)(3)で規定した就業日時以外にALTの就業を要する場合、予定された就業日時の中で振り替えることを原則とする。

9 ALTの資格等

ALTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は同程度以上の能力をもつ者。
- (3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- (4) 業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者。
- (5) 教職員と日常のコミュニケーションを図ることのできる日本語能力を有する者。

10 ALTの採用及び交代について

- (1) 派遣されたALTが次のいずれかに該当する事由が生じ、その資質に欠けると判断した場合や、円滑に児童生徒、教職員、甲等との関係構築ができないと判断した場合、甲は、乙に対し当該ALTに対する指導又は交替を求めることとする。乙は甲から指導の要請を受けた場合は、速やかに指導を行うものとする。指導後も改善の見込みがない場合は甲と協議の上、ALTを交替することとする。

ア日本の法令に違反した場合

イ本仕様書「9. ALTの資格等」に定める事項に適合しないと判断した場合

ウALTとしてふさわしくない行為があった場合

エ業務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

- (2) ALTの交替を要する場合は、乙は当該校勤務予定日の7日前までに甲にその旨を報告する。また、乙は速やかに代替のALTを採用し、予定された勤務日前日までに甲に労働者派遣法に基づく派遣労働者通知を行い、甲及び派遣先への訪問を行うこと。なお、十分な引継ぎを行った上で新たなALTの派遣を行うこと。

1.1 委託料の支払い方法

本事業の委託料は、12回に分けて支払うものとする。

※月毎の業務完了報告後、30日以内に支払うものとする。

1.2 その他

- (1) 甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (2) ALTに交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。但し、その発生が甲の責任に帰する場合はその限りではない。
- (3) 乙は、外国語指導助手派遣契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。